

# 沖縄総合事務局における 港湾・空港工事に関する入札・契約の概要 (総合評価落札方式について)

平成29年 5月

沖縄総合事務局

開発建設部 港湾空港品質確保室

## ◎H29年度のガイドライン改定内容

1. H28年度からの取組【継続】項目及び一部見直し	...	2
2. H29年度からの取組【試行】項目	...	3
3. 発注タイプ毎における配点見直し	...	4

## ◎H28年度のガイドライン改定内容【一部再周知】

4. H28年度からの取組【継続】項目 【補足】工事の確実な休日確保(施工能力評価型(I型)のみ)	...	5
	...	6

## 1. H28年度からの取組【継続】項目及び一部見直し

### (1) 技術提案評価型(S型)の技術提案の提案数の低減・評価基準細分化【試行】【継続】

1) 技術提案評価型(S型)(WTO案件)の技術提案を2テーマ×5提案の提出を求めていたが、発注者及び参加応募者双方の業務省力化を図るため、工事難易度IV以下の案件について提案数低減を引き続き試行として実施する。

なお、難易度V以上の案件については従来通りの提案数及び3段階評価を行う。

<b>提案数低減</b>	WTO案件 <現行 <u>2テーマ 5提案</u> → 試行 <u>2テーマ 3提案</u> >
(難易度IV以下)	通常S型 <現行 <u>1テーマ 5提案</u> → 試行 <u>1テーマ 3提案</u> >

2) 技術提案の提案数低減を行うため、1提案の配点についても見直すこととし、従来の3段階評価(優、良、可)から、5段階評価(優、良+、良、良-、可)と差別化を図る内容を試行として実施する。

現行

段階	評価	配点
3	優	6
	良	3
	可	0

試行(案)

段階	評価	配点
5	優	10
	良+	7.5
	良	5
	良-	2.5
	可	0

新規

新規

3) 技術提案の提出において、枚数制限をしていなかったが、発注者及び参加応募者双方の業務省力化を図るため、1提案あたりの枚数を制限する。

技術提案枚数は1項目毎に、A4版1ページ以内(図表、写真等含む)、文字は10.5ポイント以上とし、2ページ以降は評価しない。

2

## 2. H29年度からの取組【試行】項目

### (1) 総合評価落札方式を活用したICT活用工事(浚渫工)の試行について

ICT活用工事(浚渫工)は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ICTの全面的活用を図るために、起工測量、数量計算、出来形測量、検査及び工事完成図書及び関係書類について3次元データを活用する工事であり、平成29年度契約(工事)の一部において試行を行う。

発注方式は、発注者指定型と施工者希望型があり、総合評価落札方式を活用したICT活用工事は施工者希望型をいう。

### ■ 総合評価落札方式を活用したICT活用工事(浚渫工)[施工者希望型]

ICT活用工事(施工者希望型)では、総合評価落札方式において、競争参加者が「ICT活用工事」を希望する場合、ICT活用工事計画書を提出し、ICT活用の計画について評価を行う。

#### 評価項目及び評価基準

	評価項目	評価内容	評価基準	加算点
企業の施工能力	ICT活用工事 (ICTの活用計画)	「①3次元起工測量」、「②3次元数量計算」、「③3次元出来形測量」、「④3次元データの納品」の全ての段階で全面的にICTを活用	・①～④の全ての段階で全面的に活用する場合	1点
			・①～④の全ての段階で全面的に活用する計画ではない場合 ・活用しない場合	0点

※不履行となった場合は、請負工事成績評定を1点減点する。

【参考】国土交通省港湾局プレス資料(<http://www.mlit.go.jp/common/001178021.pdf>)

「平成29年度からICT活用工事(浚渫工)を導入します

～ICT活用工事(浚渫工)の導入のための新たな基準の策定～」

3

### 3. 発注タイプ毎における配点見直し

(2) 企業の能力

評価項目	評価の視点	施工能力評価型(Ⅱ型) 施工能力評価型(Ⅰ型)		施工計画重視型		チャレンジ型		技術提案評価型(S型)		評価基準
		得点	配点	得点	配点	得点	配点	得点	配点	
同種工事の施工実績	過去15年間の同種工事の施工実績	4	4.0	2	2.0	2.5	2.5	2.5	2.5	(より同種工事)総合事務局(開建部)・国土交通省の実績あり
			3.0		1.5		1.9		1.9	(より同種工事)公園等・沖縄県(那覇港管理組合含む)の実績あり
			2.0		1.0		1.3		1.3	(より同種工事)県内市町村・他省庁・県外自治体の実績あり
			3.0		1.5		1.9		1.9	(同種工事)総合事務局(開建部)・国土交通省の実績あり
			2.0		1.0		1.3		1.3	(同種工事)公園等・沖縄県(那覇港管理組合含む)の実績あり
			1.0		0.5		0.6		0.6	(同種工事)県内市町村・他省庁・県外自治体の実績あり
			0.0		0.0		0.0		0.0	上記以外の実績あり
			4.0		2.0			4	4.0	80点以上
			3.6		1.8				3.6	79点以上 80点未満
			3.3		1.6				3.3	78点以上 79点未満
工事成績(企業)	開発建設部内(港湾・空港所管)での過去5年間における成績点の平均点	4	2.9		1.5				2.9	77点以上 78点未満
			2.5		1.3				2.5	76点以上 77点未満
			2.2		1.1				2.2	75点以上 76点未満
			1.8		0.9				1.8	74点以上 75点未満
			1.5		0.7				1.5	73点以上 74点未満
			1.1		0.5				1.1	72点以上 73点未満
			0.7		0.4				0.7	71点以上 72点未満
			0.4		0.2				0.4	70点以上 71点未満
			0.0		0.0				0.0	70点未満又は実績なし
			0.0		0.0				0.0	70点以上
低入札工事の工事成績	開発建設部(港湾・空港所管)における過去2年度間の低入札工事の工事成績	0	0.0		0		0		0.0	65点以上
			-4.0		-3.0		-3.0		-3.0	65点以上 70点未満
			-8.0		-6.0		-6.0		-6.0	65点未満
			0.0		0.0				0.0	なし
優良工事表彰	過去3年間の優良工事表彰の有無(同一工種)	2	2.0		1			1	1.0	局長表彰の実績あり
			1.0		0.5				0.5	事務所長表彰の実績あり
工事事故等	過去3ヶ月間における事故状況(建築・民間及び米軍工事は除く)、粗雑工事の有無	0	0.0		0		0		0.0	粗雑工事、事故なし
			-2.0		-1.5		-1.5		-1.5	事故等による文書警告・注意あり
			-4.0		-3.0		-3.0		-3.0	事故等による指名停止あり
			0.0		0.0				0.0	全ての段階で全面的に活用する場合
ICTの活用計画	ICT浚渫工における施工プロセスの各段階において、ICTを全面的に活用する	※	1.0		※		1.0		1.0	全ての段階で全面的に活用する場合
			0.0		0.0				0.0	全ての段階で全面的に活用する計画ではない場合又は活用しない場合
小計(2)			10		5		2.5		7.5	

※ICT活用工事(浚渫工)のみ本配点表を適用する。

### H28年度のガイドライン改定内容【一部再周知】

#### 4. H28年度からの取組【継続】項目

##### (1) 配置予定技術者の資格保有の評価 WTO型を除く各タイプ共通

以下の資格については、他地整の港湾系において既に評価対象項目として実施されており、沖総局としても建設業法により定められている国家資格以外に、より工事内容に即した資格を保有している者に対し加点を行うことでさらなる品質向上・安全性向上に資するものとして平成28年10月1日以降公告の案件から実施している。

- 海上工事施工管理技術者：作業船を使用する工事において設定
- 空港工事施工管理技術者：空港の制限区域内で施工を行う工事において設定

##### (2) 技術者の地域精通度評価【試行】【継続】 WTO型を除く各タイプ共通でAランク対象工事のみ

地域に精通した技術者を活用することにより、工事の円滑な実施と品質向上を促すもので、**Aランク対象工事**において試行を継続して行う。対象地域は**沖縄県内で、過去4年以内施工した公共工事(自治体含む)・民間工事(元下問わず)・米軍工事を対象**とし、また、港湾関係か否かを問わない。

- ①3件以上の工事で、監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事した実績
- ②1件以上の工事で、監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事した実績 又は  
3件以上の工事で、担当技術者として従事した実績
- ③従事した実績なし

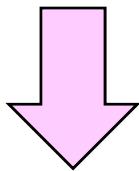
配点例 ①:満点評価、②:①の1/2評価、③:0点 ※発注タイプにより配点が変わる

##### (3) 工事の確実な休日確保【試行】【継続】 施工能力評価型(Ⅰ型)のみ

技術的な工夫の余地が小さく技術提案を求める必要が無い工事においては、「施工計画」を求め施工上配慮すべき事項の適切性を審査し、適かつ確実に工事を遂行する能力を審査しているものであるが、**技術者・技能者の処遇改善を目的とした休日取得の確実な実施**にむけ、**特に配慮すべき事項について記述を求める**試行を継続して行う。(施工計画通りの履行がなされなかつた場合、減点あり)

## 【施工計画 施工課題2】

◆休日確保の確実な実施に向け、特に配慮すべき事項



**休日確保の方法は提案と言うよりは事実上の宣言的な内容で構いません。**

(様式- 4 - 5)  
施工計画 (課題に対する施工計画) (施工能力評価型・Ⅰ型)

会社名: \_\_\_\_\_

\*施工能力評価型(Ⅰ型)は、記載された施工計画が適切なものであるかを評価する。  
(港湾工事共通仕様書1-1-5施工計画書1.(6)施工方法に関する手順、工法等を評価する)  
なお、共通仕様書や特記仕様書による標準要件以上の提案を求めているものではない。

■施工課題 1 ○○○○○について

本工事は、中城湾新港地区の浚渫（約9万m<sup>3</sup>）を行い、浚渫土砂を泡瀬地区土砂処分場まで、約6kmの海上運搬を行うものである。  
海上運搬に当たっては、既定の運搬経路の遵守や一般航行船舶への配慮など運搬中の安全対策が重要である。

具体的な施工方法①

具体的な施工方法②

具体的な施工方法③

\*提出された施工課題1は、「可」・「不可」の評価を行なう。

なお、「不可」の場合は競争参加資格を認めない。

■施工課題 2 四週八休の確実な実施に向け、特に配慮すべき事項

【特に配慮すべき事項】

\*提出された施工課題2は、「可」・「不可」の評価を行なう。  
なお、「不可」の場合は競争参加資格を認めない。

- (1)施工課題1に記載する項目は、3項目とする。なお、1項目でも下記(3)及び(4)の欠格要件に該当する場合は競争参加資格を認めない。施工項目2は1項目とする。
- (2)記載内容は、必要に応じて説明図や表等を含めることができるが、全体でA4版2枚以内（説明図や表等を含めて）とすること。なお、3枚目以降は審査対象としない。
- (3)記載内容が、以下①～⑩に示す内容に該当する場合は競争参加資格を認めない。（欠格要件）
  - ①特記仕様書（図面を含む）において、求めている施工内容や施工条件の変更を伴う場合。
  - ②現地条件等に整合しておらず、工事の品質、安全性、環境の維持等が標準施工案と比較して、明らかに低下する場合。
  - ③関係法令に違反している場合。
  - ④安全施工指針等に違反している場合。
  - ⑤指定された課題に対して、全く関係のない内容の場合。
  - ⑥未記載や一部記載しているが内容が確認できない場合。
  - ⑦未提出の場合（白紙提出も含む）
  - ⑧その他①～⑦と同等と判断できる記載内容になっている場合。
- (4)記載内容が、「共通仕様書や〇〇施工指針に示された施工方法に従って施工する」など、具体的な施工方法の記述がない場合又は同等と判断される記載内容の場合は競争参加資格を認めない。（欠格要件）